

長浜市市民自治基本条例における総則的事項（案）

	項目名	背景・必要性	注釈・考え方	条例文案
2	目的	本条例は、基本構想にも示されている将来像「協働でつくる輝きと風格のあるまちづくり」を具現化するためのものであり、そのための仕組みや原則を目的として明確にしておく必要がある。	長浜市の自治の主体である市民、市議会、市それぞれの役割、責任を明らかにし、市政運営の仕組みの基本ルールを定めることにより、憲法で定める地方自治のあるべき姿（本旨）を通じ、「協働でつくる輝きと風格のあるまちづくり」をめざす市民自治実現のための条例とする。	この条例は、長浜市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を推進し、持続可能な市民自治を実現することを目的とする。
3	定義	目的に沿って仕組みや原則を明確にしておくために必要な用語については、特にキーとなる文言に絞って定義する必要がある。	条例中に使用される用語のなかで、特にその意味を明確にする必要があるものを定義する。 ・協働の主体を市民と市に分け、明確に位置づけることで、条例中に規定する協働活動の主体と補完的立場をわかりやすく明記する。 ・市民のうちまちづくりに関係のある団体等とは、自治会やコミュニティ団体、NPOやボランティア等の市民活動団体、社会教育関係団体、その他任意団体を指している。 ・協働活動をそれぞれの役割と責任から対等な立場で、相互に補完的に作用する仕組みとして説明する。 ・まちづくりの概念は広いが、ここではこの条例の中で目標として掲げ、基本構想にも目標としている事項を基本的なまちづくりとして定義。	この条例における用語の定義は次のとおり。 (1)市民 ア 市内に居住する者 イ 市内で勤務する者 ウ 市内で就学する者 エ 市内に事務所、事業所を置く事業者 オ その他市のまちづくりに関係のある団体等 (2)市 市の執行機関を含めた地方公共団体 (3)協働 市民及び市又は市民同士がまちづくりに関する役割分担に基づき、それぞれの果たすべき役割と責任を認識し、相互補完的に対等な立場で協力して行動すること (4)まちづくり 市民一人ひとりが、生涯にわたって生き生きと活躍でき、安全で安心して暮らすための活力と魅力あるまちを実現する公共的な活動
	市民主権	市民が参加、参画及び協働によりまちづくり（住民自治）を担っていくとすれば、市民を自治の主権者として位置づけるとともに、市民自身が主体であることを認識する必要がある。	まちづくりの主権者が市民であることを確認するとともに、基本構想においても示されているように、まちづくりが市民主体となって行われていくものであるということをも市民主権という項目を設定し規定。	市民は、市の主権者として、住民自治の主体であることを認識し、参加、参画及び協働によりまちづくりを担うものとする。
4	まちづくりの目標	基本構想においてもまちづくりの基本方針は定められており、条例の目的の中でも基本構想の理念を実現する旨を謳っていることから、地域課題に対応するための基本施策をまちづくりの目標として取り入れていく必要がある。	まちづくりの目標について、基本構想に掲げられた方針を条例の基本方針としてあらためて表現するもので、盛り込むべき内容、項目は次のとおり。 ・市民の自立（自律）による協働のまちづくり（コミュニケーションの確保、地域活動の充実） ・市民のまちづくりへの参加機会の確保 ・市民の多文化共生への意識づけ	市民及び市は、次の基本方針に基づいて、総合的、計画的、民主的にまちづくりに取り組むものとする。 1 市民の自立と自律による協働のまちづくりをすすめること。 2 市民がまちづくりに参加し、地域活動のできる機会を確保するとともに、情報を積極的に公開することにより、相互のコミュニケーションを確保すること。 3 市民の国際的な視野を広め、多文化が共生する地域づくりをすすめること。
	自治の基本原則	まちづくりの目標に向かって住民自治をすすめていくためには、普遍の原則が必要であり、基本原則として規定することであらためて必要なツールであることを強調するもの。	目標とするまちづくりに対し、まずは人権を尊重し個々を認めることであり、そのうえでまちづくり情報を共有し、自立した地域活動を行うとともに、公共的な地域課題に対しては、積極的な市民参画を促し、あわせて協働活動により課題解決につとめというもので盛り込むべきキーワードは次のとおり。 ・人権の尊重 ・情報の共有 ・参加、参画及び協働	市民及び市は、次に掲げる基本原則により自治をすすめるものとする。 1 人権尊重 国籍や性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、それぞれの個性や能力がまちづくりに活かされること。 2 情報共有 まちづくりについて、市民、市がお互いの情報を共有することにより自由に活動できる環境づくりに努めること。 3 参加、参画及び協働 市政に対して、市民の自主的な参加、参画が保障されるとともに、市民、市が協働して地域活動に取り組むほか、地域課題の解決に取り組むこと。

	項目名	背景・必要性	注釈・考え方	条例文案
7	情報共有の原則と施策	自治体、市民、市民活動団体はそのいずれもが公共政策の主体であり、それぞれが持つ情報は共有財産として相互に活用すべきである。しかし、情報量としては圧倒的に行政が保有しているものが多く、制限も多いため、必要な情報をいかに的確に市民に対して知らせるかといった原則規定が必要	まちづくり（自治）をすすめるうえで、構成する団体等それぞれがお互いの持つ情報をまちづくりのための共有財産として活用することを原則として規定。そのうえで、市から発信するまちづくり情報を的確に伝えることを明記し、あわせて一方通行の情報伝播でなく地域活動を推進するなかで共有することを規定するもの。	(情報共有の原則) まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、市民と議会及び市、市民同士がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。 (情報共有の推進) 1 市は、まちづくりに関する情報をわかりやすく公開するよう努める。 2 市は、文書等を作成するにあたり、わかりやすい表現となるよう努める。 3 市は、まちづくりに関する意思形成過程を明らかにすることにより、まちづくりの内容が市民に理解されるよう努める。 4 市民及び市は、共に地域学習を重ねながら、まちづくりに関する情報共有を推進する。
11	説明責任	市は、市民からの信託を受けて仕事をしているものであり、いわばクライアントである市民に対し、仕事の具体的な内容や、仕事に対する意見等について理解を得られるような説明を行う義務が求められている。	市が市政をすすめていくうえで、一連の流れを説明していくことは、市民の信託を受けている以上は必要なことであり、これに対する意見等についても説明と応答の責任を伴うことを明記。	(説明応答責任) 市は、市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を市民に明らかにし、わかりやすく説明する責任及び応答責任を果たすよう努めなければならない。
17	総合計画等における参加協働	総合計画等のまちの方向性にかかわる重要な計画等においては、策定への市民参加、その後の行政運営という二つの側面からの規定が必要とされ、本規定は前者のものであり、すでに市民参加によって策定が行われているが、こうした仕組みを条例により一般化しようとするもの。	総合計画等の重要なまちづくり計画等の策定にあたっては、情報を広く市民に周知し、計画策定の作業に市民が積極的に参加できるよう、一連の手法について規定。	(総合計画等への参画) 市は、まちづくりを計画的に行うため、総合計画をはじめ施策に関する重要な計画等を策定するときは、市民の参画を推進するため、次に掲げる対応をしなければならない。 1 計画等策定に関する情報を事前に公表する。 2 市民が計画等策定にかかわれるように、多様な参画の方法を工夫する。 3 策定中の経過及び計画案を公表し、市民の意見を求める。 4 市民から寄せられた意見の対応について、市民に説明する。
18	意見の提出及び募集	重要計画等の策定への市民参加については、前項目で規定し、一般化しているが、政策形成における公正性と透明性の向上を確保する具体的な手法としてパブリックコメント制度を取り上げて規定する必要がある。 制度としてすでに要綱ならびに運用要綱が定められている。	総合計画等の策定にかかわる項目において示した手法をより具体的に展開するものとしてパブリックコメント制度を活用するものとし、これらの手順を条例により規定。	(市民意見等の募集及び反映) 市長は、重要な計画及び政策の策定並びに条例の制定に際し、広く市民の意見を求めるパブリックコメント制度を実施するものとする。 1 市長は、前項の規定により市民の意見を求めようとするときは、別に定める要綱その他の規定に基づき、事前に必要な事項について公表しなければならない。 2 市長は、前2項の規定により提出された意見等について総合的に検討し、その適切な反映に努めるとともに、検討結果を公表しなければならない。
20	附属機関等への参加	附属機関は政策決定に大きな役割を果たすものであり、附属機関への参加は市民参加の手法のひとつとして、市民の参加協働手段として、条例により一般化することが必要。	審議会等の附属機関への市民の参画は、協働の手段として必要とされるものである。また、実効性を確保するために、できる限り公募運営を取り入れ、均衡を考慮すべきであるとする基本原則を規定。	(審議会等への参画) 市は、市政の重要な事項に対し、市民と協働して対処するために、審議会等の附属機関等(附属機関)を設けることができる。 1 市の執行機関は、附属機関の委員を任命しようとするときは、規則で定める特別な場合を除き、定数の一部に公募による委員を含めるとともに、委員の年齢、性別、職種などの均衡を図るよう努めなければならない。 2 前項の場合において、公募の委員は、男女同数を原則とするよう努めなければならない。

	項目名	背景・必要性	注釈・考え方	条例文案
5	市民の権利、 責務	住民の受ける自治体からの役務提供は、地方自治法においても規定されているが、新たな住民自治実現のためのまちづくりには、住民にとっての新たな権利とこれを行行使するための責務の取り決めが必要であり、新たな住民自治、まちづくりはこれまでよりも広い範囲、階層にまで効果が及ぶこととなる。 満20歳未満の子どもの「まちづくり参加権」については、『自己の見解を表明する権利の保障』という文言で明記〔1994年批准「子供の権利条約」第12条〕	市民がまちづくりへの主体的な参加権を有していることを規定するとともに、市民の参加権の行使が対等的立場をおかすものではないことを基本的な権利として規定した。また、これら権利の行使にあたっては、市民がまちづくりの主体であるとの立場において必要な責務を規定し、まちづくりの成果が子どもたちにも及びその参画する権利も存することを明記。	(市民の権利、責務) 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有するほか生涯にわたり学習機会を選択して学ぶ権利を有するとともに、まちづくり活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。 1 市民は、まちづくりに関して自らの責任と役割を自覚し、積極的な参画に努めるとともに、その活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 2 市民、議会、市は、満20歳未満の青少年及び子どもがそれぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参画できるようにしなければならない。
8	行政情報を知る権利	市民が権利、義務に基づき、自ら考え行動するためには、主体的に行政情報を知ることが必要であり、まちづくりにかかわるための基礎的参加権として位置づけられる「情報アクセス権」が必要であり、情報の共有化へとつながるものである。	市民が権利、義務に基づき、自ら考え行動する前提として行政情報を知る権利を保障することを規定するものであるが、情報共有の原則の項目において包括して規定しているため、条文としては記載しない。	
12	意見、要望、 苦情等への対応	市民からの意見、要望、苦情等に対しては、速やかに応答することは、自治体として当然のことであり、説明責任の重要性からもこれらの仕組みを構築する必要がある。	市民からの意見、要望、苦情等に対し、速やかに応答するとともに、市民相互の声に総合的に対応するための仕組みづくり及び説明の必要性については、当然のことであり説明責任の項目において規定するため条文としては記載しない。	
15	自治体運営と 参加、協働	自治において、参加及び協働は原則であり、市民意思を自治体運営に反映させるためには、まちづくりに参加することが必要であり、地域課題を自治により解決するためには協働の取組が不可欠。	まちづくりの基本理念として「参加」「協働」があげられており、市民がまちづくり活動において参加すること及び協働活動に取り組む場合にあっては地域コミュニティ、市民団体、学校等との相互協力を原則とすることを規定。	(参加及び協働の原則) 市は、市民がまちづくりの過程において、計画、実施、評価の各段階に参加が図られるよう努めるものとする。 1 市は、市民の主体的なまちづくり活動において、地域コミュニティの役割を認識し、市民と市及び市民同士が相互理解のもとに、協働してすすめられるよう努めなければならない。 2 市は、まちづくりにおける地域課題の解決のために、NPO、コミュニティ、大学等との協働をすすめるものとする。

	項目名	背景・必要性	注釈・考え方	条例文案
6	事業者の権利、責務	市民である事業者は社会経済活動を行っており、今日の社会的、地域的課題の多くが社会経済システムに起因しているとも考えられることから、市民としての事業者の権利、責務を規定する必要性。	事業者を市民として定義しており、とりわけ長浜市においては、旧くから住民自治に匹敵する町衆の自治が受け継がれてきていることから、地域社会の一員としての権利とまちづくりに対する責務を事業者の社会活動として規定。	(事業者の権利と責務) 事業者は、本市において受け継がれてきた住民自治の精神を尊重し、地域社会の一員としてまちづくりにおける社会参加活動や人材の育成に努めるとともに、その活動の発展と促進に寄与するよう努めるものとする。
13	行政評価	従前は、サービスの提供側からのコスト効果あるいはビジュアルな成果を評価の基準として判断してきたが、自治運営を考えるうえでは、効率性、費用対効果という発想から施策、事務事業について市民自らが満足度により判定することが必要。	市民参加により社会情勢や市民意識に即応した評価手法を取り入れることにより、まちづくりの達成度を客観的にはかることを定着させるための規定。 まちづくりの評価は、いわゆる行政評価であり、実際の仕事の評価と職員の評価とが主なものとなるが、職員評価にあたっては、地域づくり等施策における地域担当職員制度を実施した場合のみを想定し必要に応じ別途規定	(まちづくりの評価) 市は、能率的かつ効果的なまちづくりをすすめるため、市民参加のもとまちづくりの評価を実施し、その結果を公表するとともに、必要な見直しを行わなければならない。 [前項に規定するまちづくりの評価、方法は別に定める]